

【別表1】

- (1) 本表は、規則第3条の2による「設計の変更に係る確認を要しない軽微な変更」及び「建築関係規定の審査を要さない計画変更の取り扱い」を一の表にまとめたものである。
- (2) 内容確認の上で軽微な変更として取り扱うものについては、原則として確認済証の交付をした者と協議を行うものとする。
- (3) 明らかに軽微な変更に該当するものは、完了検査申請書を提出するまでに軽微な変更の届出を提出すること。

No.	変更項目	明らかに軽微な変更	内容確認の上で、軽微な変更として取り扱うもの	明らかに計画変更
1	道路の幅員の変更	増加する場合	減少する場合(建築物の配置の変更がなく、かつ適合することが明らかな場合)	
2	敷地の接道長さの変更	増加する場合	減少する場合(2m(条例で規定されている場合にあつてはその長さ)未満となる場合を除く)	
3	敷地面積の変更	増加する場合	減少する場合(関係規定に適合することが明らかな場合に限る)	
4	敷地境界線の変更	拡張する場合	一部が減少する場合(関係規定に適合することが明らかな場合に限る)	
5	建築物の位置の変更		1m以内の移動(関係規定に適合することが明らかな場合に限る)	1mを超える移動
6	建築物の高さの変更	減少する場合	増加する場合(関係規定に適合することが明らかな場合に限る)	増加する場合で高度な検討が必要となるもの。
7	建築物の階数の変更	減少する場合	—	増加する場合
8	建築面積の変更	減少する場合	10㎡以内で増加する場合(関係規定に適合することが明らかな場合に限る)	10㎡を超えて増加する場合
9	床面積の合計の変更	減少する場合	—	増加する場合
10	建築物の用途の変更	類似の用途相互間における用途に変更する場合	—	類似間以外の用途の変更
11	室の用途の変更 (居室・車庫への変更)	—	関係規定に適合することが明らかな場合	当該階における床面積の過半の用途の変更
11	井戸の変更	位置を変更する場合 追加する場合	—	
12	浄化槽の変更	位置を変更する場合	1)大臣認定浄化槽を新たに設置する場合 2)大臣認定浄化槽の機種、性能(人槽)を変更する場合 3)大臣認定浄化槽の処理対象人員の算定方法を変更する場合 4)浄化槽の設置を取りやめる場合	1)構造審査を要する浄化槽を新たに設置する場合 2)構造審査を要する浄化槽において算定方法を変更する場合
13	壁、間仕切の変更	—	位置を変更する場合(新たな追加や取りやめを含む。)で、関係規定に適合することが明らかな場合	変更する壁に接する室の床面積が、階の床面積の過半となる場合
14	階段及び傾斜路の変更	—	階段、傾斜路及びその踊り場の幅、並びに階段のけあげ、踏面寸法並びに傾斜路の勾配を増減する場合	階段及び傾斜路の位置の変更
15	建築物の内外装及び構造の仕様の変更	規則第3条の2第1項第10号及び第11号に掲げる変更	性能が低下するが、関係規定に適合することが明らかな場合	性能が低下することにより、新たに適合性の確認が必要となる場合
16	開口部の位置、大きさの変更	1)開口部の面積が増加する場合(主要構造部である壁にかかるものは除く) 2)延焼のおそれのある部分の防火設備の位置を変更する場合 3)開口部の位置の変更により直通階段、屋外への出入口までの歩行距離が短縮する場合 4)避難階段・特別避難階段に係る開口部以外の開口部の位置を変更する場合 5)非常用進入口について、構造基準の範囲内で変更する場合	開口部の面積が減少するが、関係規定に適合することが明らかな場合	1)開口部が減少することにより別途設備機器の追加が生じる場合 2)位置を変更することによって、新たに防火設備としなければならない場合 3)開口部の位置の変更により直通階段及び屋外への出入口までの歩行距離が延長する場合 4)避難階段・特別避難階段に係る開口部に該当する開口部の位置を変更する場合

17	天井の高さの変更 (シックハウス計算・排煙 計算については各号によ る)	減少する場合(規制値の範囲 内に限る)	増加する場合で、関係規定に適合することが明らかな場合	新たに特定天井に該当する天井とな る場合
18	屋根、軒、軒裏、庇の材 料・形状		関係規定に適合することが明らかな場合	
19	シックハウス対策に係る変 更	1)居室等におけるホルムアル デヒド発散建築材料を同等又 は同等以上の種別に変更する 場合 2)換気設備の能力の変更(性 能が低下する変更を除く)	換気回数・通気経路・換気設備に係る変更で、適合することが明ら かな場合。	換気回数・通気経路・換気設備に係 る変更で、変更する室の面積がシックハ ウス換気が必要な区域の面積の過半 となる場合
20	建築設備の変更 (浄化槽・シックハウス換 気扇は除く)	建築設備の位置又は能力の変 更(性能が低下する変更を除 く)	建築設備の性能が低下するが、関係規定に適合することが明ら かな場合(低下により設置個所数が増加する場合を含む)	1)建築設備の能力の低下の変更で、 変更する室の面積がその階の面積の 過半となる場合 2)新たに建築設備を設置する場合 3)小荷物専用昇降機にかかる変更の 場合
21	地盤耐力の変更	地盤調査の結果、地盤耐力が 増加する場合	地盤調査の結果、地盤耐力が減少したが、地盤改良等を実施す ることにより主架構に影響がない場合。もしくは構造体の変更が生 じるが、部分的な検討により安全が確認できる場合	地盤耐力の減少により、主架構に影 響が生じる場合